

IV 住宅改修・建築・購入に関する支援など

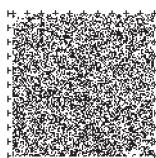
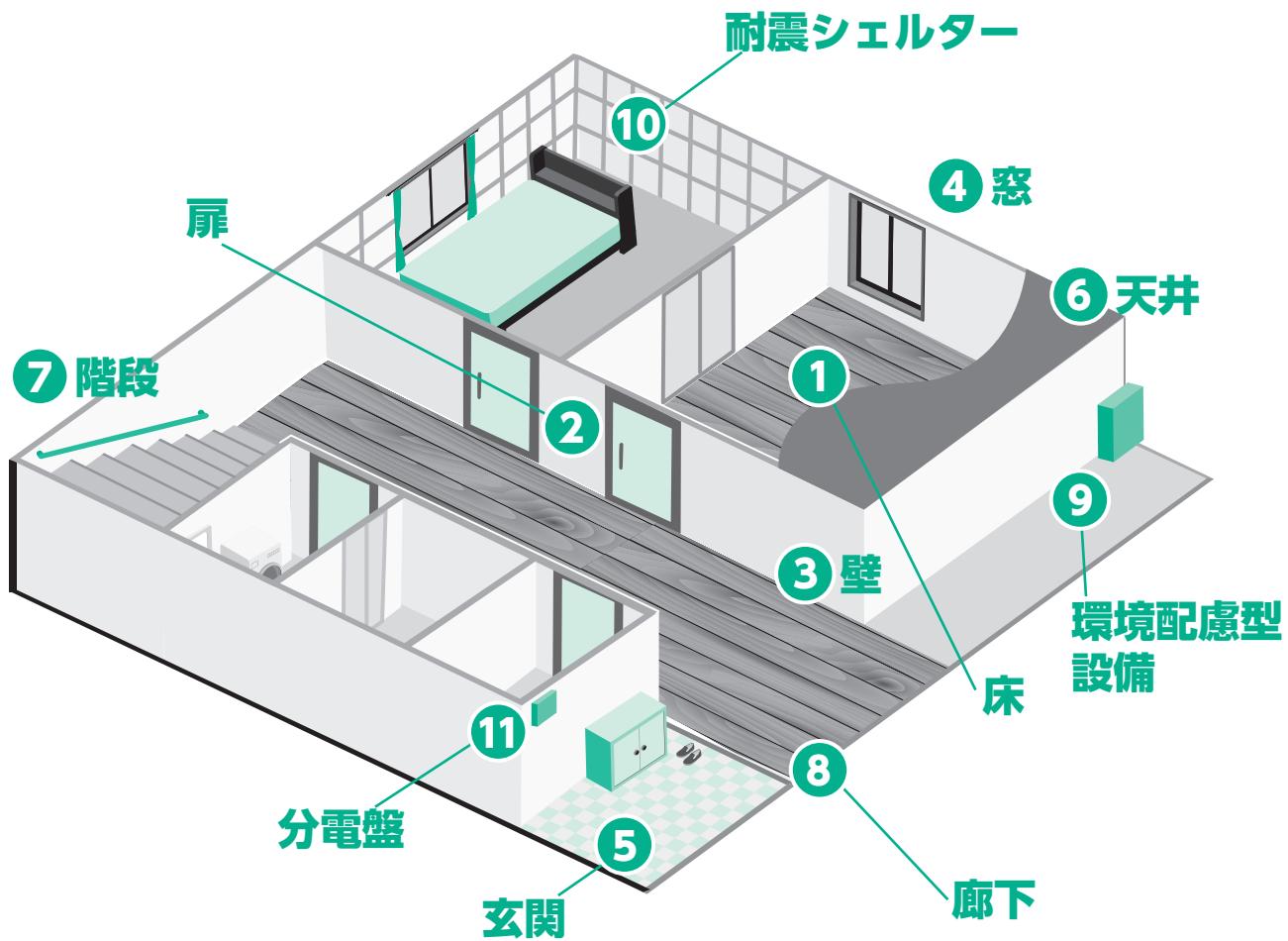
* 住まいに関する助成制度等の紹介

詳細は、該当ページの各問合せ先にご確認ください。

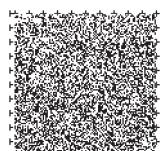
【建物内部】

IV

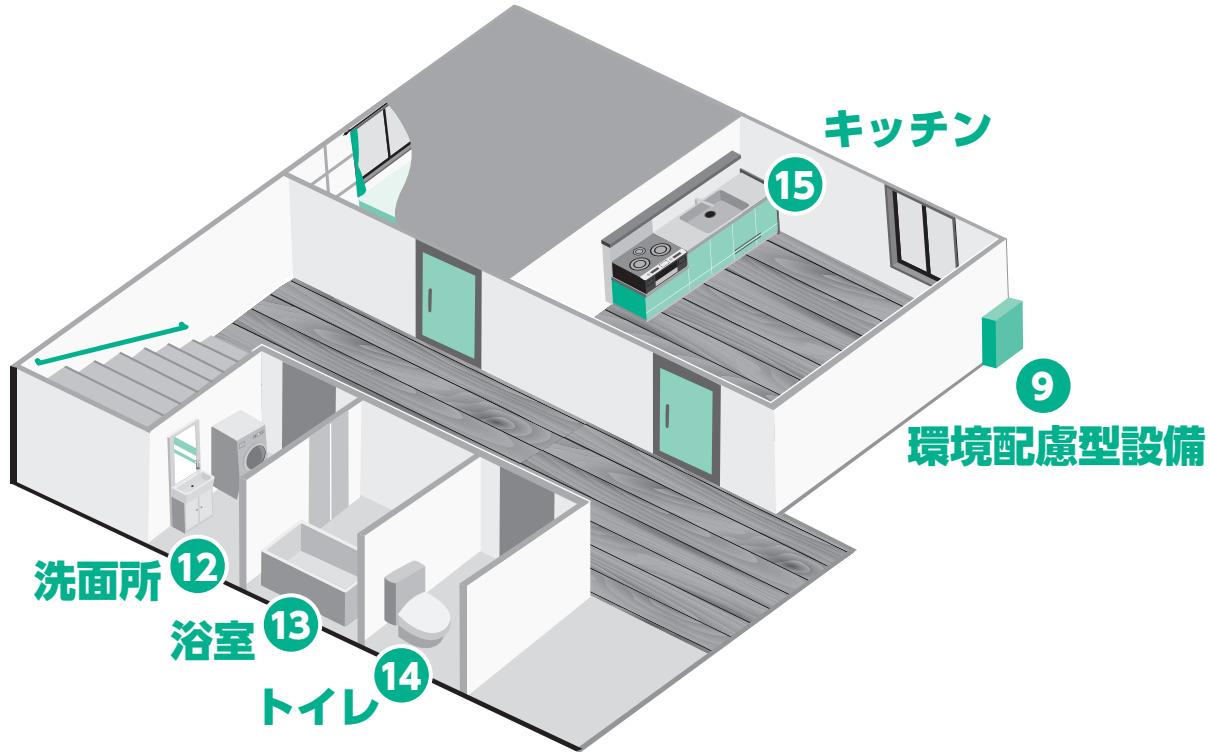
住宅改修・建築・購入に関する支援など



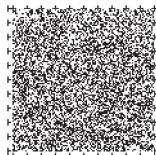
名称	対象箇所	内容	ページ
住宅リフォーム資金助成	①床 ③壁 ④窓 ⑤玄関 ⑦階段 ⑧廊下 ①③⑤⑥	床の張替えなど クロスの張替え、間取りの変更など 二重サッシへの取替え、内窓の設置など 玄関ドアの取替え、収納の設置など 手すりの取付けなど 床の張替えなど 床・壁・天井の断熱材付加、断熱ドアへの取替え	36
高齢者自立支援住宅改修給付	①床 ②扉 ⑤玄関 ⑦階段 ⑧廊下	滑り止め等のための床材の変更、段差の解消 引き戸等への取替え 引き戸等への取替え、段差の解消、手すりの取付け 手すりの取付け 段差の解消、手すりの取付け	41
介護保険サービスの住宅改修給付	①床 ②扉 ⑤玄関 ⑦階段 ⑧廊下	滑り止め等のための床材の変更、段差の解消 引き戸等への取替え 引き戸等への取替え、段差の解消、手すりの取付け 手すりの取付け 段差の解消、手すりの取付け	41
障害者の住宅改修給付	①床 ②扉 ⑤玄関 ⑦階段 ⑧廊下	滑り止め等のための床材の変更、段差の解消 引き戸等への取替え 引き戸等への取替え、段差の解消、手すりの取付け 手すりの取付け、階段昇降機の設置 段差の解消、手すりの取付け	42
アスベスト(石綿)調査助成	⑥天井	アスベストの含有等の調査	43
再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成	⑨環境配慮型設備	家庭用蓄電システム	43
耐震シェルター等設置助成	⑩耐震シェルター	耐震シェルターの設置 (耐震改修助成を受けていない住宅が対象です)	46
感震ブレーカー設置助成	⑪分電盤	感震ブレーカーの設置	51



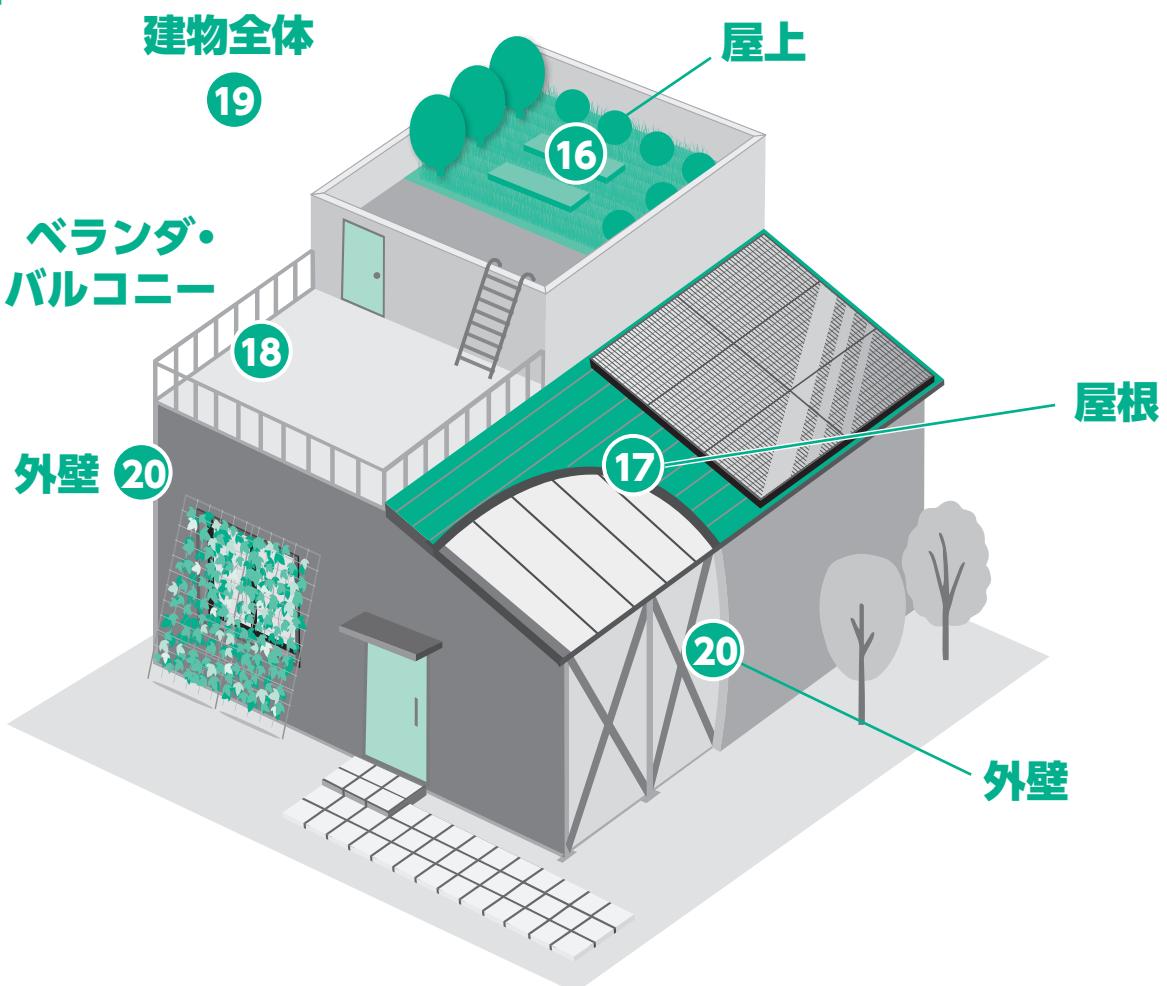
【水回り】



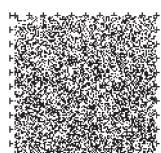
名称	対象箇所	内容	ページ
住宅リフォーム資金助成	12 洗面所	洗面台の取替え、床・壁の張替えなど	36
	13 浴室	ユニットバス・浴槽の取替え、タイルの張替えなど	
	14 トイレ	便器の取替え、床・壁の張替えなど	
	15 キッチン	システムキッチンの取替えなど	
高齢者自立支援住宅改修給付	12 洗面所	座位で利用できる洗面台への取替え	41
	13 浴室	低浴槽への切替え、引き戸等への取替え、段差の解消、手すりの取付け	
	14 トイレ	洋式便器への取替え、段差の解消、手すりの取付け	
	15 キッチン	座位で利用できる流しへの取替え	
介護保険サービスの住宅改修給付	13 浴室	引き戸等への取替え、段差の解消、手すりの取付け	41
	14 トイレ	洋式便器への取替え、段差の解消、手すりの取付け	
障害者の住宅改修給付	13 浴室	引き戸等への取替え、段差の解消、手すりの取付け	42
	14 トイレ	洋式便器への取替え、段差の解消、手すりの取付け	
再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成	9 環境配慮型設備	家庭用燃料電池システム、CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器、ハイブリッド給湯器の設置	43



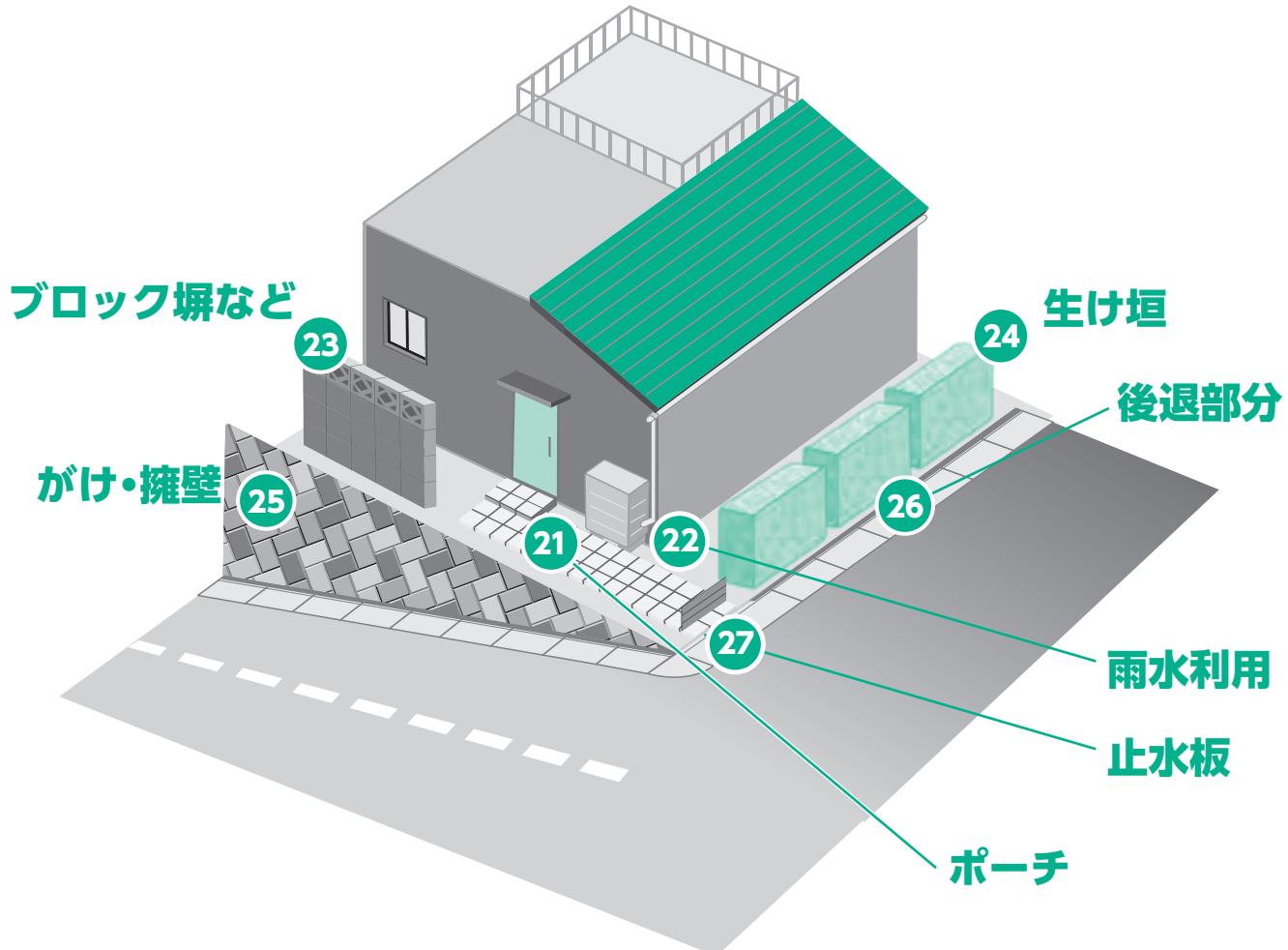
【建物外部】



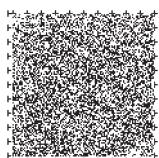
名称	対象箇所	内容	ページ
住宅リフォーム資金助成	16 屋上	屋上防水工事など	36
	17 屋根	屋根の塗装、瓦の修理、雨どいの補修など	
	18 ベランダ・バルコニー	ベランダ・バルコニーの防水工事など	
	20 外壁	外壁の塗装、補修など	
再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成	17 屋根	太陽光発電システムの設置など	43
	19 建物全体	エコ住宅(ZEH(ゼッチ)、東京ゼロエミ住宅)	
屋上や壁面緑化の助成	16 屋上	屋上や壁面の緑化	45
	20 外壁	外壁の緑化	
耐震改修助成	19 建物全体	建物・屋根・外壁などの耐震補強	46
アスベスト(石綿)調査助成	20 外壁	アスベストの含有等の調査	43



【外構】



名称	対象箇所	内容	ページ
高齢者自立支援住宅改修給付	21 ポーチ	手すりの取付け、段差の解消	41
介護保険サービスの住宅改修給付	21 ポーチ	手すりの取付け、段差の解消	41
障害者の住宅改修給付	21 ポーチ	手すりの取付け、段差の解消	42
ブロック塀等除却工事等に係る助成	23 ブロック塀など	ブロック塀等の除却及び建替え	46
接道部緑化の助成	23 ブロック塀など	ブロック塀等の撤去後の緑化	45
	24 生け垣	道に面した生け垣の設置など	
がけ・擁壁改修助成	25 がけ・擁壁	がけ・擁壁の改修	46
雨水流出抑制施設等設置助成	22 雨水利用	浸透ます・浸透トレーニング・雨水タンクの設置	48
狭い道路の拡幅整備の支援	26 後退部分	拡幅工事、塀等の撤去	50
止水板設置助成	27 止水板	止水板の設置	48



*1 / リフォームに関する支援



関連事項

- | | |
|----------------------|--------|
| 高齢者向けのリフォームに関する支援 | ⇒41ページ |
| 障害者向けのリフォームに関する支援 | ⇒42ページ |
| 環境配慮・省エネリフォーム等に関する支援 | ⇒43ページ |
| 緑化に関する支援 | ⇒45ページ |
| 地震・水害・防災対策等に関する支援 | ⇒46ページ |

[1] 住宅リフォーム資金助成

ページID:4960

目黒区では区民のかたを対象に、リフォーム工事費用の一部を助成しています。助成の種類によって要件や申請に必要な書類が異なります。予算の範囲内で先着順です。工事箇所は10年間適正に保全してください。



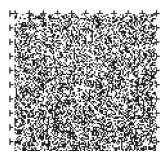
※いずれも、工事開始の2週間程度前までに申請が必要です。審査結果通知書が届いてから工事を開始してください。

(1) 助成の種類及び対象工事

工事の種類	工事内容
①一般リフォーム工事	<p>目黒区民が区内に所有し、自身で居住している居住者用住宅の増改修・修繕等、住宅の機能維持・向上のための改修工事</p> <p>【室内リフォーム】 浴室・トイレ・キッチン・洗面所などの改修、床・壁紙の張替え、間取り変更など。</p> <p>【屋外改修工事】 屋根・外壁の塗装などの改修は、区分所有登記していない一戸建て住宅のみが対象となります。(マンションや区分所有登記している一戸建て住宅の屋根・外壁は、共用部分となるため対象外です)</p>
②省エネリフォーム工事	<p>目黒区民が区内に所有し、自身で居住している居住者用住宅の省エネルギーのための次のいずれかに該当する工事。</p> <p>ア 内窓の設置 イ 複層ガラス・断熱窓・断熱ドアへの取替 ウ 壁・天井・床下の断熱材施工 エ ビルトイン型食洗機の設置 オ 節水型トイレの設置</p> <p>一般リフォーム工事の要件を満たし、さらに省エネリフォーム助成要件のすべてを満たす場合に限ります。</p>
③アスベスト除去工事	目黒区民が区内に所有し、自身で居住している居住用住宅の吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウールの除去・復旧工事(アスベスト含有パネルなどの成型物は対象外です)

IV

住宅改修・建築・購入に関する支援など



工事の種類	工事内容
④賃貸用住宅の空き家・ 空き室のバリアフリー リフォーム工事	目黒区民が区内に所有している、賃貸用住宅の空き家・空き室に対して行う、高齢者・障害者等が住みやすくするための工事。工事完了後3か月間は、入居者を高齢者または障害者等とする必要があります。 ア 手すりの取付け イ 段差の解消(低浴槽化を含む) ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ 上記ア～オに準ずる工事とその付帯工事



マンションなど集合住宅は専有部分のみが対象です。

(2)申請資格

	工事の種類	内容
<input type="checkbox"/>	①一般リフォーム工事 ②省エネリフォーム工事 ③アスベスト除去工事	対象となる住宅に居住し、住民税を完納している次のア～エのいずれかのかた ア 所有者または配偶者 イ 所有者の子または所有者の子の配偶者 ウ 所有者の父母または配偶者の父母 エ 所有者と同居している所有者の2親等以内の親族
<input type="checkbox"/>	④賃貸用住宅の空き家・ 空き室の バリアフリー リフォーム工事	対象となる賃貸用住宅を所有し、住民税を完納している次のア～ウのいずれかのかた ア 所有者または配偶者 イ 所有者の子または所有者の子の配偶者 ウ 所有者の父母



申請の制限について

国及び東京都のリフォーム工事助成を申請している場合、目黒区住宅リフォーム資金助成の申請はできません。
また、①一般リフォーム工事と②省エネリフォーム工事の併用はできません。

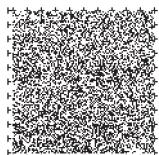
①一般リフォーム工事	原則として、助成を受けた年の翌年度から5年間(次の4月から5年間)は申請不可。 注)“特例による助成”に該当する場合は再度の申請可
④空き家のバリアフリー工事 ②省エネリフォーム工事 ③アスベスト除去工事	1つの住宅に付き、1回限り

注)“特例による助成”:工事対象が異なる(前回とは別の個所)場合は、差額(10万円-「助成を受けた額」)を限度に再度申請が可能な場合あり

(3)必要な条件

いずれの工事も次のすべての条件を満たすことが必要です。

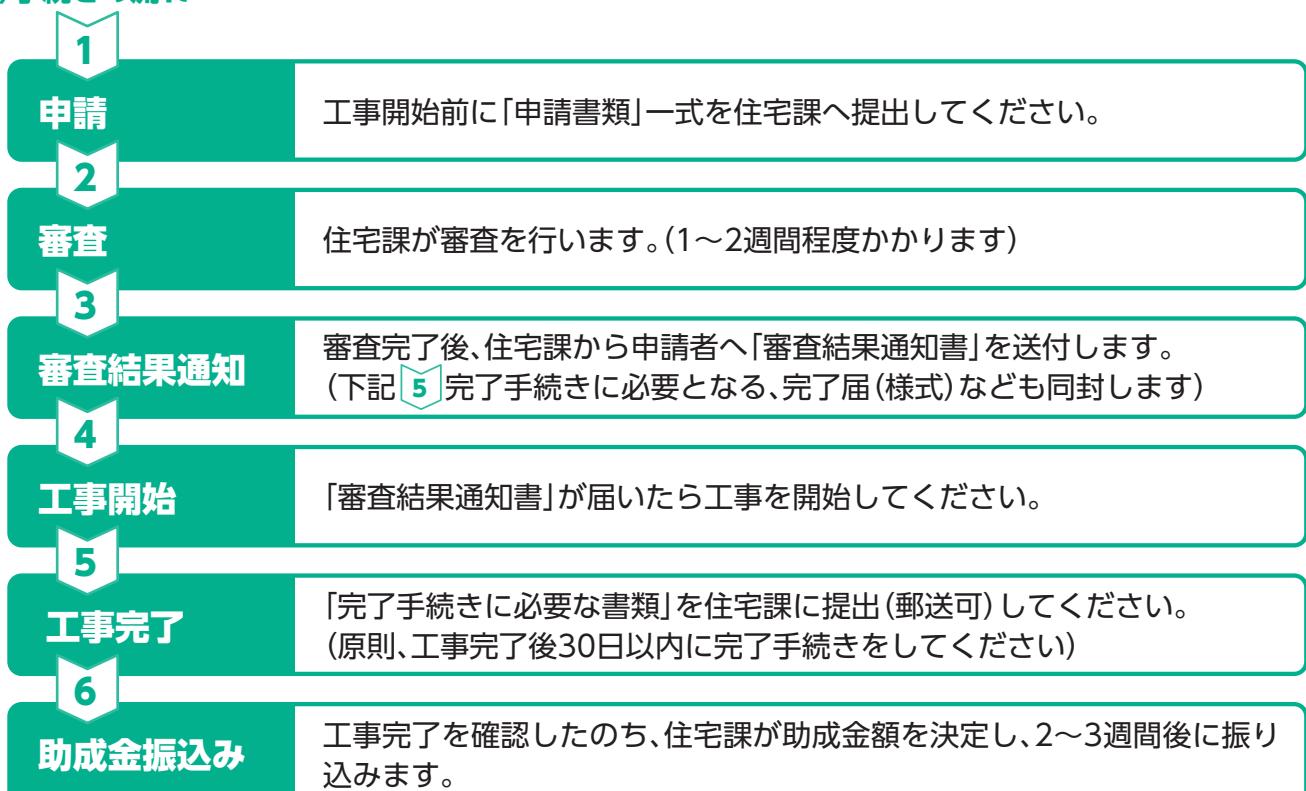
- 施工する業者は区内業者である。(アスベスト除去工事は区外業者でも可)
- 申請時においてまだ工事を開始していない。
- 申請年度の3月31日までに工事及び支払いが完了する。
- 工事費用が税抜20万円以上である。



(4) 助成金額

工事の種類	助成金額	上限金額
①一般リフォーム工事 ④賃貸用住宅の空き家・空き室のバリアフリーリフォーム工事	工事費用(「見積金額(税抜)」と「実際の工事金額(税抜)」のいずれか低いほう)の10%(千円未満切捨て)	10万円
②省エネリフォーム工事 ③アスベスト除去工事	省エネリフォーム対象工事にかかる工事費用(「見積金額(税抜)」と「実際の工事金額(税抜)」のいずれか低いほう) ② 20%(千円未満切捨て) 工事費用(「見積金額(税抜)」と「実際の工事金額(税抜)」のいずれか低いほう) ③ 10%(千円未満切捨て)	20万円

(5) 手続きの流れ



(6) 申請方法

申請方法や提出書類についてはウェブサイトをご覧いただけ、お問い合わせください。

« ウェブサイト:目黒区»



■住宅リフォーム資金助成

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/juutaku/kurashi/sumai/rifoumu.html>

■住宅リフォーム資金助成 提出書類一覧

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/juutaku/kurashi/sumai/rifoumusyorui.html>



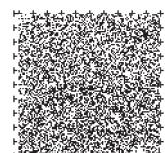
目黒区都市整備部 住宅課 居住支援係



TEL:03-5722-9878



FAX:03-5722-9325



【2】住宅修築資金の融資あっせん

ページID:4957



目黒区では、住宅の修繕または増改築をするための資金が必要なかたに融資を行う金融機関をあっせんします。工事開始前の申請が必要です。また、融資の実行は工事完了後となります。詳細は、お問い合わせください。

(1)申請要件

① 住宅修築資金融資あっせん(個人融資)

要件	
<input type="checkbox"/>	区内に所有または居住している住宅があり、その住宅の修繕または増改築を行おうとする区民であること。対象住宅は、居住用住宅(併用住宅も可。住宅部分のみ)です。
<input type="checkbox"/>	住民税を完納していること。
<input type="checkbox"/>	工事開始前の申請であること。
<input type="checkbox"/>	当該工事は、原則として、融資決定後3か月以内に完了する工事であること。
<input type="checkbox"/>	現在、目黒区住宅修築資金融資を受けていないこと。(返済中の場合は申請できません)
<input type="checkbox"/>	融資を受ける資金の償還能力があること。

② 住宅修築資金融資あっせん(団体融資)

要件	
<input type="checkbox"/>	区内の区分所有に係る共同住宅の共用部分の修繕等を行おうとする法人格を有する当該共同住宅の管理組合(代表者が区民であるものに限ります。)または当該共同住宅に居住している者の代表者が区民であること。
<input type="checkbox"/>	工事開始前の申請であること。
<input type="checkbox"/>	融資を受ける資金の償還能力があること。
<input type="checkbox"/>	資金の借入れをすることを組合等で決議していること。



ご注意ください

※融資の条件や可否については金融機関の判断により行なわれるものです。
 ※①、②の融資とともに、金融機関から、融資に必要な連帯保証人またはしんきん保証基金による保証や物的担保を求められる場合があります。
 ※条件により融資額、返済期間が希望に添えない場合や融資を受けられない場合があります。

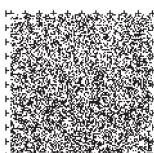
(2)取扱金融機関

区内にある目黒信用金庫、城南信用金庫、さわやか信用金庫の各本店・各支店など*



よくある質問

※区内にある上記金融機関のほか、目黒信用金庫の不動前支店・西小山支店、城南信用金庫の大岡山支店が対象です。



(3)融資あっせん内容

融資限度額	700万円。工事見積額の範囲内で1万円単位。 (工事金額のほうが低い場合は工事金額の範囲内で1万円単位)
返済期間	据え置き期間6か月間を含む5年以内。 融資の額が100万円以上200万円未満の場合は7年以内、200万円以上の場合は10年以内も可。
融資利率	年利1.8%固定
償還方法	①住宅修築資金融資あっせん(個人融資) 元金、元利均等払いまたは賞与併用払い ②住宅修築資金融資あっせん(団体融資) 元金または元利均等払い

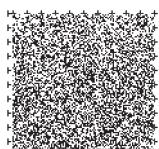
(4)融資実行までの流れ

1 	あっせん申請 「申請書類」を住宅課へ提出してください。
2 	可否決定 住宅課があっせんの可否を決定します。
3 	融資申込み 住宅課から返却された書類を用いて金融機関へ融資の申込みを行ってください。
4 	審査 (金融機関) 金融機関が融資の可否を決定します。
5 	工事開始 金融機関から融資決定の連絡があったら工事を開始してください。 また「着手届」を住宅課へ提出してください。
6 	工事完了 「完了届」及び「工事完了後の写真」を住宅課へ提出してください。
7 	融資実行 金融機関が融資を実行します。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 住宅課 居住支援係

TEL:03-5722-9878 FAX:03-5722-9325



* 2 / 高齢者向けのリフォームに関する支援

(1) 高齢者自立支援住宅改修給付

ページID:3759

日常の動作に困難があり、住宅の改修が必要な場合に改修工事費用の一部を給付します。給付制度には次の2種類があります。



※いずれも、工事開始前に申請が必要です。

(1) 自立支援住宅改修予防給付

対象	65歳以上で、介護保険認定で非該当と判定された虚弱なた ※介護保険で要支援または要介護に認定されたかたは、介護保険の住宅改修給付が適用されます。
内容	①手すりの取付け、②段差の解消、③滑り防止等のための床材変更 ④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への取替え
給付限度額	20万円 ※うち1割は自己負担となります。

(2) 自立支援住宅設備改修給付

対象	65歳以上で、以下のいずれかに該当するかた ・介護保険認定で要支援または要介護に認定されている。 ・既に介護予防・日常生活支援総合事業のサービス事業対象者とされている。 ・虚弱である。
内容	①洋式便器への交換、②低浴槽への交換 ③座位で利用できる流し・洗面台への交換 ※いずれも、住宅の中に安全に利用できる同一種類の設備がないことが条件です。
給付限度額	①16.2万円(便器交換)、②37.9万円(浴槽交換) ③15.6万円(流し・洗面台交換) ※いずれも、うち1割は自己負担となります。

問合せ先
?

目黒区健康福祉部 高齢福祉課 在宅事業係

TEL:03-5722-9839 FAX:03-5722-9474

(2) 介護保険サービスの住宅改修給付

ページID:3642

自宅での手すりの取付けや段差の解消など改修工事費用の一部を支給します。



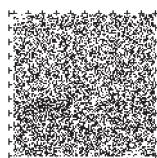
※工事開始前に申請が必要です。

対象	要支援または要介護認定を受けているかた
内容	①手すりの取付け、②段差の解消、③滑り防止等のための床材変更 ④引き戸等への扉の取替え、⑤洋式便器等への取替え
給付限度額	20万円 ※うち1~3割は自己負担となります。

問合せ先
?

目黒区健康福祉部 介護保険課 介護保険給付係

TEL:03-5722-9847 FAX:03-5722-9716



重度の肢体不自由及び内部障害のかたに対し、在宅での生活を容易にするため、住宅改修費の給付を行っています。



※工事開始前に申請が必要で、当該住宅への訪問調査があります。

(1) 小規模住宅改修

対象	①学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係わる障害の程度が3級以上のかた ②学齢児以上65歳未満で補装具費により車いすの支給を受けた内部障害のかた ③特殊便器への取替えは学齢児以上65歳未満で上肢障害2級以上のかた ④学齢児以上65歳未満で障害者総合支援法に定める難病患者等のうち、保健師の調査、必要に応じて提出を求める医師の意見書等から住宅改修が必要と判断されたかた
内容	手すり、段差解消、床材等の変更、扉取替え、洋式便器等への取替え等
給付限度額	20万円 ※課税世帯のかたは1割が自己負担となります。

(2) 中規模住宅改修

対象	①学齢児以上65歳未満で下肢または体幹に係わる障害の程度が1・2級のかた ②学齢児以上65歳未満で補装具費により車いすの支給を受けた内部障害のかた
内容	小規模住宅改修対象外工事及び小規模住宅改修不足分
給付限度額	64.1万円 ※課税世帯のかたは1割が自己負担となります。

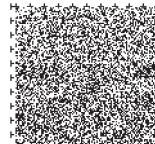
(3) 屋内移動設備

対象	①学齢児以上で、歩行不能、かつ上肢・下肢・体幹のいずれかの障害の程度が障害1級のかた ②学齢児以上で補装具費により車いすの支給を受けた内部障害のかた
内容	天井走行リフト及び階段昇降機の設置工事
給付限度額	機器本体及び付属品97.9万円 設置費35.3万円 ※いずれも、課税世帯のかたは1割が自己負担となります。

問合せ先
?

目黒区健康福祉部 障害者支援課 身体障害者相談係

TEL:03-5722-9850 FAX:03-3715-4424



* 4 / 環境配慮・省エネ設備設置等に関する支援

[1]アスベスト(石綿)調査助成

ページID:4458



建築物(分譲集合住宅を含む)にアスベストと疑われる吹付け材等が使用されており、その吹付け材等のアスベストの含有等について専門の調査機関に分析調査を依頼する場合、費用の半額(限度額:戸建10万円、分譲集合住宅・事業用建築物20万円)を助成する制度です。詳細は、お問い合わせください。



目黒区環境清掃部 環境保全課 公害対策係



TEL:03-5722-9384



FAX:03-5722-9401

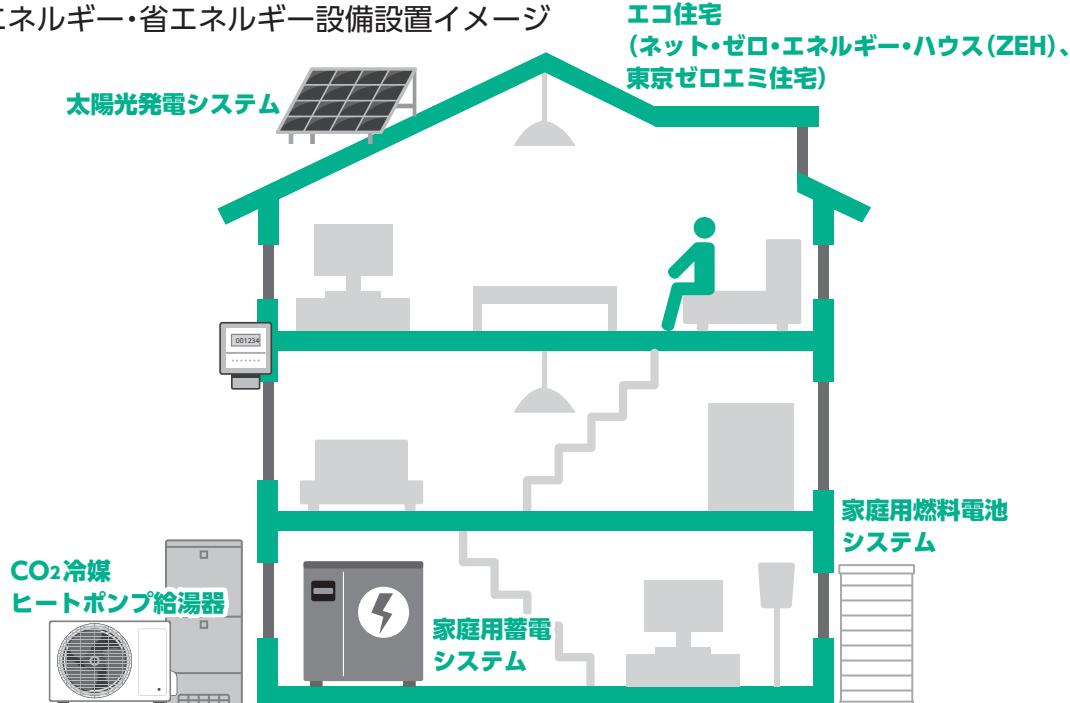
[2]住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成

ページID:4561



地球環境に優しい省エネルギー住宅づくりをサポートするため、太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー設備や蓄電システムなどの省エネルギー設備を自宅に設置する区民のかたに、経費の一部を助成します。助成に関する利用の手引きは、目黒区総合庁舎6階環境保全課及び各地区サービス事務所(東部地区サービス事務所を除く)で配布しています。詳細は、目黒区公式ウェブサイトでもご覧になれます。

▼再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置イメージ



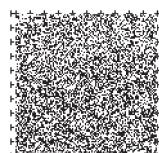
目黒区環境清掃部 環境保全課 溫暖化対策係



TEL:03-5722-9034



FAX:03-5722-9401



(1)助成対象となる方

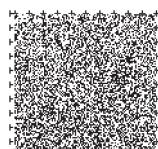
区分	要件
区民	<p>区内の個人住宅に居住し、当該住宅に対象設備を購入し使用する方又はその敷地内に対象設備を設置した方</p> <p>(1) 目黒区内に、ご自身が居住又は設置報告提出期限までに居住する方で、その住宅に助成対象設備を自ら利用する目的で設置又は施工した方</p> <p>(2) 新品の助成対象設備の購入費用をご自身で負担された方で、申請に必要な書類を不備なく提出できる方</p> <p>(3) 過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けていない方で、同じ世帯にも過去にこの制度で今回申請する助成対象設備と同一の設備の助成を受けた方がいない方</p> <p>(4) 前年度の区民税に滞納がない方</p> <p>(5) 提出期限までに設置報告書と必要な添付書類を提出できる方</p>
マンション管理組合	<p>区内の集合住宅の管理組合又は管理者で、集合住宅の共用部に対象設備を購入し、使用する方又はその敷地内の共用部に対象設備を設置した方（建物の区分所有等に関する法律に定める管理者又は管理組合法人）</p> <p>(1) 目黒区内に所在する、区分所有者の一人以上が居住している集合住宅に、当該区分所有者全員の共有に属する助成対象設備を設置し、又は施工した方</p> <p>(2) 過去にこの制度で今回申請する設備と同一の設備の助成を受けたことのない方</p> <p>(3) 新品の助成対象設備の購入費用を負担された方で、申請に必要な書類を不備なく提出できる方</p> <p>(4) 提出期限までに設置報告書と必要な添付書類を提出できる方</p>

※エコ住宅については令和6年1月以降に国または都から補助金の交付を受けた方

(2)助成対象設備と助成金額

	助成対象設備	助成金額
エネルギー再生可能設備	太陽光発電システム	発電容量1kW当たり3万円とし、15万円を上限とする。
省エネルギー設備	家庭用蓄電システム	1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、7万円を上限とする。
	家庭用燃料電池システム	1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、7万円を上限とする。
	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器 ハイブリッド型給湯器	1件当たり、設備本体価格の3分の1までとし、5万円を上限とする。
	マンション共用部LED照明	1件当たり、LED本体価格の合計の3分の1までとし、10万円を上限とする。
	エコ住宅	30万円

※各助成対象設備の詳しい要件については目黒区公式ウェブサイトに掲載の「利用の手引き」をご覧ください。





【1】接道部緑化の助成

ページID:4308

道に面したブロック塀や遮蔽物を撤去し生け垣などに変更するときや、生け垣などを新設する、または道路わきに中高木を植栽するときに、造成費の一部を助成します。助成額は樹木1本当たり最大2.7万円で、1件当たりの限度額は40万円です。詳細は、お問い合わせください。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 みどり土木政策課 みどりの係

TEL:03-5722-9359 FAX:03-3792-2112



【2】屋上や壁面緑化の助成

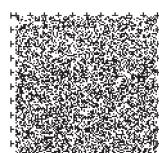
ページID:4305, 4307

建物の屋上に土を盛り芝や樹木で緑化したり、壁面をつたなどの植物で覆って緑化したりする際に、造成費の一部を助成します。屋上緑化の助成額は1平方メートル当たり最大3万円で、1件当たりの限度額は70万円が上限です。また、壁面緑化の助成額は1平方メートル当たり最大2万円で1件当たりの限度額は70万円です。屋上と壁面の両方をご利用される場合は、合わせて70万円が上限です。詳細は、お問い合わせください。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 みどり土木政策課 みどりの係

TEL:03-5722-9359 FAX:03-3792-2112



*6 地震・水害・防災対策等に関する支援

[1] 建築物等耐震化助成事業

詳細は、お問い合わせください。

※いずれも、契約前に申請が必要です。

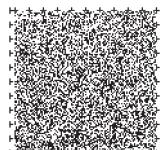
(1) 助成制度の種類

制度及び項目	ページID	QR	内容 ^{*1}
旧耐震基準の建築物 ^{*2}	木造住宅等除却工事助成	5099	建替えを前提とした、木造住宅の除却工事費用を助成します。新築後の居住目的が対象です。
	耐震シェルター等設置助成	5103	家屋全体の耐震改修工事が難しい高齢者のかたなどには、耐震シェルター等の設置費用の一部を助成します。避難行動要支援者 ^{*3} がいる世帯の木造住宅が対象です。
	耐震化に関する相談アドバイザー派遣	5107	住まいの耐震化を支援するため、各種相談窓口やアドバイザーの派遣などを行っています。地震による被害を最小限に抑えるため、ご不安な方はこちらをご活用ください。
	耐震診断・耐震改修助成	5100	建物の耐震診断費用、耐震診断の結果で耐震性が不足している建物における補強等の耐震改修設計費用及び耐震改修費用の一部を助成します。構造、規模、用途等の条件によって、助成内容が異なります。
非木造建築物	木造住宅など		木造建築物のうち、地上2階建て以下の専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなどが対象です。
	分譲マンション		区分所有建物で、延べ面積1,000平方メートル以上かつ地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物が対象です。
	一般緊急輸送道路沿道建築物		東京都耐震改修促進計画で定める指定道路(山手通り、駒沢通りなど)の沿道にある道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物のうち、延べ面積1,000平方メートル(幼稚園、保育所は500平方メートル)以上かつ地上3階建て以上の耐火・準耐火建築物が対象です。
	特定既存耐震不適格建築物		耐震改修促進法で定める多数が利用する建築物となる賃貸共同住宅、事務所、店舗などが対象です。
	その他非木造建築物		上記の非木造建築物に該当しない専用住宅、併用住宅、共同住宅、保育所、老人ホームなどが対象です。
がけ・擁壁改修助成	7262		高さ2メートルを超えるがけ・擁壁の改修費用の一部を助成します。崩壊により周りに被害が及ぶおそれのあるがけの改修工事が対象です。
ブロック塀等除却工事等に係る助成	5097		道路に面した倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却・建替え工事費用の一部を助成します。建築物の解体又は新築工事に伴うものは対象外です。除却工事助成は道路面からの高さが80センチメートルを超える塀(フェンスは除く)の除却工事のみの費用、建替え工事助成では除却工事、軽量フェンス等の新設工事及び建築確認申請にかかる設計・工事監理の費用が対象です。

*1 いずれも詳細の要件があります。

*2 昭和56年5月31日以前に建築された建築物です。「木造住宅など」は、平成12年5月31日以前に建築された建築物も対象です。

*3 身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、介護保険法の要介護者若しくは要支援者、又は高齢者(65歳以上)となります。



(2) 各種助成制度の助成額

助成制度及び項目		助成額			
		アドバイザー 派遣	診断	設計	工事
旧耐震基準の建築物※1 耐震診断・耐震改修助成	木造住宅等除却工事助成	—	—	—	50% 上限50万円
	耐震シェルター等設置助成	—	—	—	全額 上限50万円
	木造住宅など	無料	60% 協定額※2	50% 上限20万円	80% 上限150万円※3
		全額	2/3 上限200万円	2/3 上限200万円	2/3 上限1,500万円
	分譲マンション				
	一般緊急輸送 道路沿道建築物				
	特定既存耐震 不適格建築物	—	1/2 上限200万円	1/2 上限200万円	1/3 上限1,500万円
	その他非木造 建築物	—	1/2 上限60万円	1/2 上限60万円	1/3 上限300万円
がけ・擁壁改修助成		—	—	—	50% 上限100万円
ブロック塀等除却工事等に 係る助成		—	—	全額 上限15万円※4	50% 除却工事助成： 上限20万円※5 建替え工事助成： 上限40万円※6

※1 昭和56年5月31日以前に建築された建築物です。「木造住宅など」は、平成12年5月31日以前に建築された建築物も対象です。

※2 目黒区建築物耐震診断助成要綱に規定する耐震診断等(改修計画案を含む)に要する費用です。参考として、延床面積70平方メートル以上150平方メートル未満の建築物における一般的な耐震診断のみの場合、所有者の負担額は6万円です。

※3 非課税世帯の場合は上限180万円になります。

※4 設計は建築確認申請にかかる設計・工事監理の費用が対象となります。

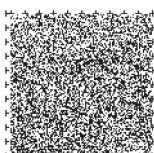
※5 除却工事のみ助成金の算定は長さ1メートル当たり上限9千円です。

※6 建替え工事の助成金の算定は長さ1メートル当たり上限1万8千円です。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 建築課 耐震化促進・狭い道路整備係

TEL:03-5722-9490 FAX:03-5722-9597

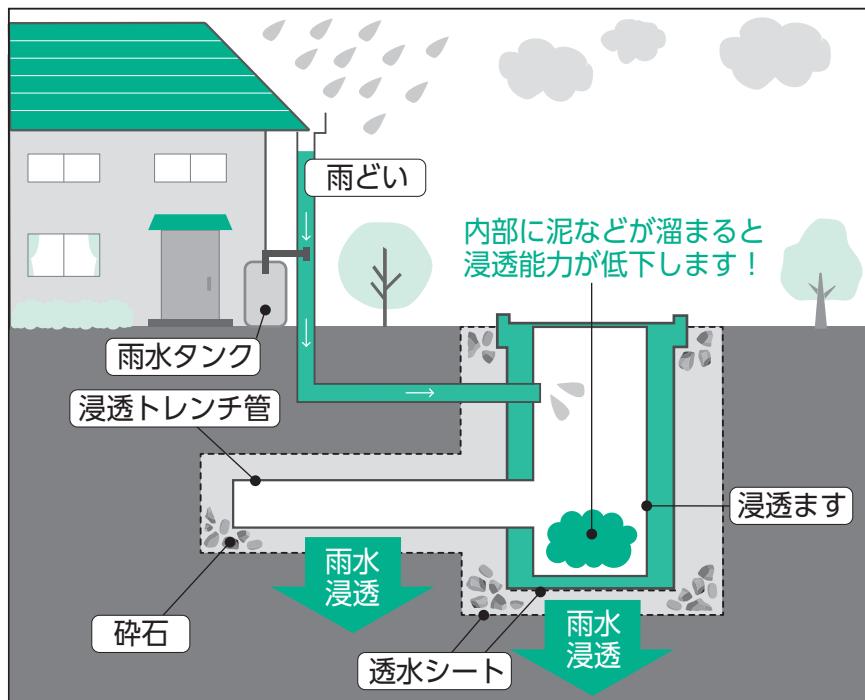


【2】雨水流出抑制施設等設置助成(浸透ます・浸透トレンチ・雨水タンク) ページID:4959

目黒区では総合治水対策の一環として流域全体の治水安全度を向上させるため、公共施設及び敷地面積500平方メートル以上の民間施設等において雨水流出抑制施設整備の促進を図っています。また、個人が所有する住宅等で雨水浸透施設の整備を行う場合は、工事費用の一部の助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。



◀設置イメージ



IV

住宅改修・建築・購入に関する支援など

問合せ先
?

目黒区都市整備部 都市整備課 開発係

TEL:03-5722-9715 FAX:03-5722-9239

【3】止水板設置工事助成 ページID:15623

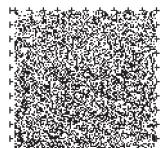
浸水による被害を軽減するため、建築物への浸水を防ぐことを目的として、住宅、店舗、事務所等に止水板を設置する工事を行う個人・法人に対し、工事費用の一部を助成しています。



問合せ先
?

目黒区都市整備部 道路公園課 補修調整係

TEL:03-5722-9775 FAX:03-3712-5129



[4]がけ地近接等危険住宅移転事業助成

ページID:7261

土砂災害から区民の皆さんを守るために、土砂災害特別警戒区域内にある危険住宅を除却し移転するかたに対して、費用の一部を助成することにより、災害に強いまちづくりを推進します。区域内の危険住宅の除却費と、移転先の住宅等取得費(利息分)が対象です。詳細は、お問い合わせください。



問合せ先
?

目黒区都市整備部 建築課 耐震化促進・狭い道路整備係

TEL:03-5722-9490 FAX:03-5722-9597

[5]住宅・建築物土砂災害対策改修助成

ページID:7260

土砂災害から区民の皆さんを守るために、土砂災害特別警戒区域内にある住宅・建築物等の土砂災害対策改修工事を行うかたに対して、費用の一部を助成することにより、災害に強いまちづくりを推進します。土砂の崩落等に対して、構造耐力を有する外壁の改修や塀の設置を行う工事が対象です。詳細は、お問い合わせください。



問合せ先
?

目黒区都市整備部 建築課 耐震化促進・狭い道路整備係

TEL:03-5722-9490 FAX:03-5722-9597

[6]木造住宅密集地域における建替え助成

ページID:4953,4951,14713

震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域の防災性の向上を図るために、老朽建築物の除却や耐火建築物などの建築をするかたに対して、建替えに伴う費用の一部を助成します。詳細は、お問い合わせください。(令和7年度で一部事業終了予定)



事業名

対象地域

事業名	対象地域
不燃化推進特定整備事業	目黒本町五丁目の全域、目黒本町六丁目の全域、原町一丁目の全域、洗足一丁目の一部地域
都市防災不燃化促進事業(受付終了)	原町一丁目、洗足一丁目内の都市計画道路「補助46号線」の沿道30メートルの地域
整備地域不燃化加速事業(受付終了)	目黒本町四丁目の全域、原町二丁目の一部地域

関連事項

この助成を受ける場合には、「フラット35(地域連携型)」を利用できます。 ⇒52ページ

関連事項

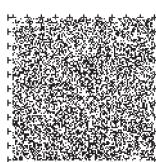
建替えを行った住宅や老朽住宅を除却した更地にかかる固定資産税・都市計画税について、申請により減免を受けることができます。

問合せ先 目黒都税事務所 固定資産税班 TEL:03-5722-9056

問合せ先
?

目黒区街づくり推進部 木密地域整備課 木密地域整備係

TEL:03-5722-9657 FAX:03-5722-9239



【7】住宅確保要配慮者住宅提供促進事業(賃貸人・不動産事業者向け) ページID:4956

不燃化加速取組地域にお住まいの対象世帯が、区内(不燃化加速取組地域は除く)の民間賃貸住宅に転居した場合に、民間賃貸住宅の賃貸人及び住宅を仲介した不動産事業者に対し協力金を支払います。賃貸借契約期間は2年以上であること等要件があります。



対象地域	目黒本町五丁目(全域)、目黒本町六丁目(全域)、原町一丁目(全域)、洗足一丁目(一部)、目黒本町四丁目(全域)、原町二丁目(一部)
------	---

問合せ先
?

目黒区都市整備部 住宅課 居住支援係

TEL:03-5722-9878 FAX:03-5722-9325

【8】狭い道路の拡幅整備に関する支援 ページID:5050

道路幅員が4メートル未満の道路沿いの敷地で建築するなどの機会をとらえて、区が後退用地の拡幅工事を行える場合があります。また、区が拡幅工事を行う箇所については、後退用地内にある塀等の撤去工事費用の一部助成や、隅切り用地奨励金の助成制度があります。



関連事項

狭い道路の拡幅工事を行い、一定の要件を満たす場合は、申告により道路部分の固定資産税、都市計画税が非課税になります。

問合せ先 目黒都税事務所 土地班 TEL:03-5722-9096

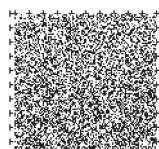
問合せ先
?

目黒区都市整備部 建築課 耐震化促進・狭い道路整備係

TEL:03-5722-9729 FAX:03-5722-9597

IV

住宅改修・建築・購入に関する支援など



[9]感震ブレーカー設置助成

ページID:4955



「感震ブレーカー」は、規定値以上の震動を感じたときに、電気を自動的に遮断することにより、通電再開時に電気機器等からの出火を防ぐものです。

助成条件として、木造住宅密集地域で、柱、はり等が木造の建築物であることなどがあります。詳細はお問い合わせください。

対象地域

目黒本町五丁目全域　目黒本町六丁目全域
原町一丁目全域　原町二丁目1番から4番、7番から13番
洗足一丁目1番から4番、10番から24番　碑文谷一丁目4番から9番

問合せ先
?**目黒区 危機管理部 防災課**

TEL:03-5723-8700 FAX:03-5723-8725

[10]防犯機器等購入緊急補助事業

ページID:17438



区民の方が居住する住宅に対する防犯対策を一層進めていただくため、補助事業をきっかけに施した防犯対策に要した費用の一部を補助します。補助の対象者や対象物、手続き方法等については、お問い合わせください。

問合せ先
?**目黒区 危機管理部 危機管理課**

TEL:03-5722-9164 FAX:03-5722-7936

✿ 7 / 高齢者等の居住の安心に関する支援**[1]防災・建築まちづくりセンターの「あんしん居住制度」**

東京都(島しょは除く)にお住まい、またはこれからお住まいになる高齢者等とそのご家族、大家さんなど、皆さまの不安を解消するため、次の3つのサービスを提供します。

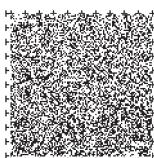
項目	内容
見守りサービス	お住まいに設置する「生活リズムセンサー」「緊急通報装置」「携帯用ペンダント」により、安否確認や緊急時対応を行います。
葬儀の実施	お亡くなりになった場合に葬儀(火葬のみ)を手配します。
残存家財の片付け	お亡くなりになった場合に住宅内に残された家財(貴重品以外)の片付けを行います。

問合せ先
?**(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター**

TEL:03-5989-1784 FAX:03-5989-1816

« ウェブサイト»

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/sumai/anshin/>



*8 / 住宅の建築・購入に関する支援

[1]長期優良住宅

ページID:5053

長期優良住宅とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する、長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅のことをいいます。

法律に基づき、所管行政庁による「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けることで、所得税(住宅ローン減税、投資減税型の特別控除)、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の税制上の優遇を受けることができます。

問合せ先
?

目黒区都市整備部 建築課 建築指導係

TEL:03-5722-9637 FAX:03-5722-9597



[2]フラット35

住宅金融支援機構と金融機関が連携して提供する最長35年の全期間固定金利の住宅ローンです。

主な申込要件	・申込時の年齢が満70歳未満のかた ・日本国籍のかた、永住許可を受けているかた、特別永住者のかた ・すべての借入れに関して、年収に占める年間合計返済額の割合が一定基準(住宅金融機関のウェブサイトでご確認ください。)を満たすかた ・借入対象となる住宅またはその敷地を共有する場合は、申込者本人が共有持分を持っているなど
資金使途	・申込者本人またはその親族のかたがお住まいになる新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金等であること。
借入額	100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価格以内。
借入金利等	詳細は、下記へお問い合わせください。

関連事項

P49の「木造住宅密集地域における建替え助成」を受ける場合には、「フラット35(地域連携型)※」を利用できます。

※ フラット35(地域連携型):地方公共団体による財政的支援とあわせて、「フラット35」の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

問合せ先
?

(独)住宅金融支援機構

« ウェブサイト:住宅金融支援機構»

■フラット35

TEL:0120-0860-35

<https://www.flat35.com/index.html>

